

福祉用具販売事業者・住宅改修施工事業者の皆さま

利用者の方が受領委任払いを希望された場合、必ず事業者の皆さまの承諾が必要となります。以下の内容に承諾いただけたら、ご協力くださいますようお願いいたします。

承諾いただきたい内容

- ① 利用者へ費用の1割を請求し受領すること。
- ② 利用者にかわって費用の9割分を一時立て替えていただくこと。
- ③ 立て替えていただいた費用の9割分は、支給申請書の提出があつてから振込みがあるまでに2ヶ月程度かかること。

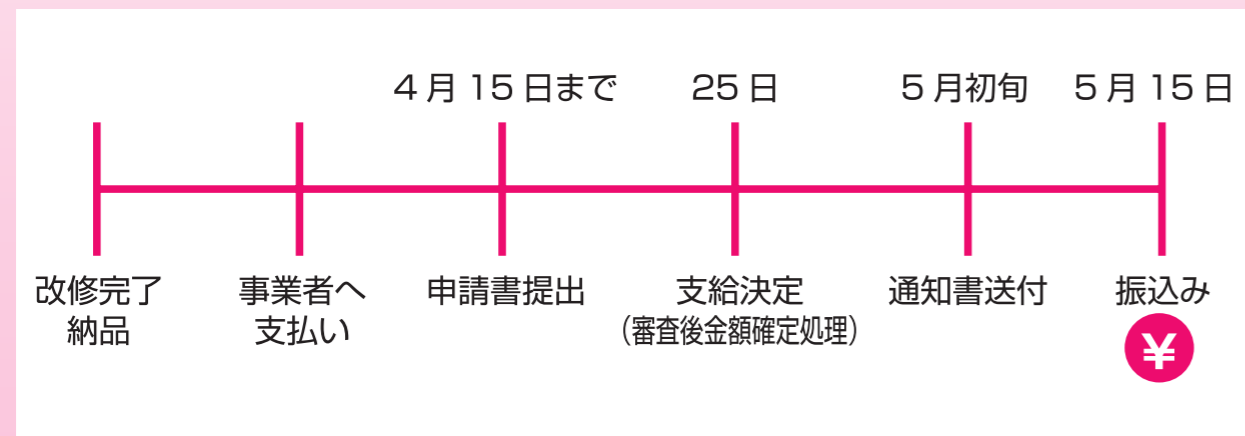
委任状兼承諾書

利用者の方と話し合ってください承諾いただけたら委任状兼承諾書の受任者欄をご記入ください。支給申請書の添付書類となります。それにより、通知や振込み等を行います。

振込み

振込日は毎月15日です。(15日が土日祝祭日の場合は、前営業日です)
例) 15日が日曜日の場合
⇒13日(金)が振込日

スケジュール (支給申請を4月15日までに提出した場合)



限度額

共に支給限度基準額があります。

- 福祉用具購入費・・・同一年度で購入費用10万円(支給額は9万円)が限度
- 住宅改修費・・・同一住宅で改修費用20万円(支給額は18万円)が限度

平成22年度より福祉用具購入費と住宅改修費の受領委任払いを始めました。

平成22年4月より、償還払いのほかに利用者の皆さんの一時負担を軽減するため、受領委任払いを選べるようになりました。(従来通り償還払いもご利用いただけます。)

【受領委任払い】

利用者は費用の1割を事業者へ支払い、保険給付(費用の9割)を利用者から委任を受けた事業者へ支払います。(下図参照)



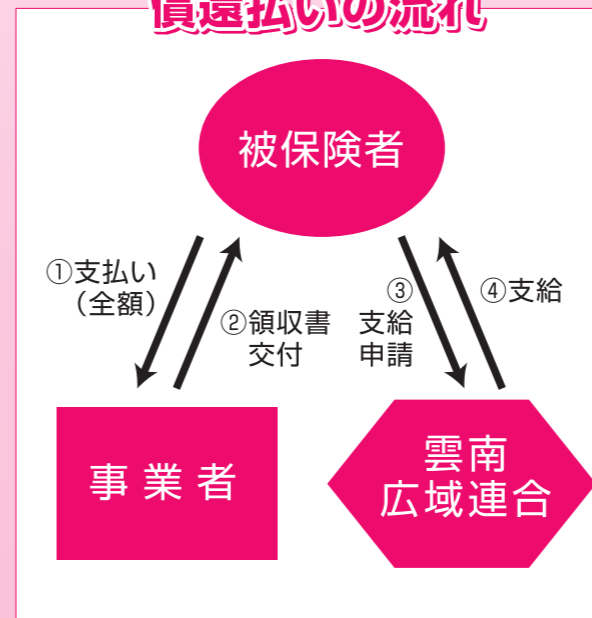
受領委任払いを希望される場合は・・・

- 事業者は利用者にかわって費用の9割分を一時立て替えていただくため、必ず事業者の承諾が必要となります。
- 福祉用具購入後または住宅改修後、支給申請書提出の際に委任状兼承諾書を添付して申請書を市町窓口へ提出してください。
※支給申請書の提出は、費用支払い後、すみやかにお願い致します。

受領委任を選択できる人

- 要介護(要支援)認定を受けている人で、次のいずれにも該当する人
- (1) 介護保険料滞納により給付制限を受けていない人
 - (2) 事業者の承諾が得られていること

償還払いの流れ



受領委任払いの流れ

